

策定趣旨

1 空家等を取り巻く現状

- ・空家等の状況
- ・空家等が増加傾向

2 空家等による課題

- ・管理不全、近隣への悪影響、流通不足、地域の活力低下

第1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する基本的な方針

1 基本理念

- ・安全でうるおのある住環境の整備及び地域の活性化を図る観点
- ・関係機関と連携し予防、活用、措置等総合的に取り組む

2 基本的な方針

- ・空家等の利活用を推進し経済の活性化や定住を促進
- ・特定空家等にならないよう適切な管理を促進
- ・特定空家等の対策を迅速に行い危険な状況を解消

3 対象地区・空家等種類

- ・市全域
- ・空家等（空家法と同じ）

第2 計画期間

1 計画期間

- ・4年（4年ごと、状況に応じ改訂）

第3 空家等の調査に関する事項

1 基礎調査

- ・市が全地区を対象に実施
- ・地区からの情報提供を受け外観調査

2 所有者等調査

- ・市保有情報、区長への聞き取り等

3 意向調査

- ・空家等となった理由
- ・活用・除却の意向

4 特定空家等調査

- ・行政措置を行うための法定立入調査

5 空家等のデータベース化

- ・基礎調査をもとにデータベース化

6 空家等の定期点検

- ・1回/年 外観調査（危険なものは進行度合い）を実施

第4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

1 所有者等の責務

- ・所有者等に求める責務
第三者への賃貸、譲渡等により有効活用を努める。
- ・法令等による責務等
空家法、建築基準法、民法、失火責任法、市火災予防条例

2 所有者等への情報提供

- ・所有者等の責務
- ・空家等の状況
- ・空家等が及ぼす周辺への影響
- ・制度等

3 管理促進の取組み

- ・相談体制の整備
- ・管理サービス等の情報提供の検討
- ・相続登記等の促進

第5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

1 空家等及び空家等の跡地 の活用

- ・京丹後型ワークスタイルによる活用
- ・需要発掘の取組
- ・空家等活用支援
- ・リノベーション・コンバージョン
- ・二地域居住

2 空家等流通の活性化

- ・空家情報の提供
- ・移住支援、創業支援
- ・流通促進の取組

3 関連計画での取組み

- ・京丹後市地域福祉計画

第6 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対応に関する事項

1 事前調査

- ・相談・定期点検 ⇒ 外観調査 ⇒ 一次判定 ⇒ 所有者等の特定
- ※【第3 空家等の調査に関する事項】によるもの

2 事前指導

- ・所有者等への助言・指導し自発的な改善につなげる

3 特定空家等判断

- ・立入検査 ⇒ 措置案検討 ⇒ 特定空家等判断（協議会に付議）

4 行政措置

- ・事前指導に応じない等の場合に法に基づく行政措置を実施
- ・緊急安全措置の検討
（危険が切迫している状況で必要最低限の措置）
- ・管理不全空家への対応

第7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

1 市の相談窓口

- ・総合窓口の設置（都市計画・建築住宅課）

2 空家等対策の周知・啓発

- ・空家等対策の周知・啓発（市民等が執ることができる措置等）

第8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

1 空家等対策協議会

- ・計画の作成等、特定空家等の判断・措置について協議

2 庁内連携体制

- ・担当課の明確化、連絡調整体制の整備

3 関係機関等との連携

- ・関係団体と空家等対策ネットワークの構築
- ・活用可能な空家の積極的な情報の収集と提供

第9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

1 条例の整備

- ・活用、情報提供、外観調査、緊急安全措置、勧告に係る手続、関係機関等との連携など